外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者であるヨン・ボアが退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年四月二十三日

東京都港区元麻布一丁目二番一二―七〇一号

ＰＰ Ｐｒｏｄｕｉｔｓ Ｐｒｅｓｔｉｇｅ株式会社

日本における代表者　ヨン・ボア

任意清算公告

当法人は、令和八年三月三十日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年四月二十三日

東京都文京区本郷四丁目一六番六号

税理士法人Ａｇｕａ

代表社員　堀切　徹也

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を百三十億円減少することといたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十九日

掲載頁　二〇七頁（号外第一三六号）

令和八年四月二十三日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

青海Ｑ区画特定目的会社

取締役　三品　貴仙

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十五億四千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ１特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十五億四千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ２特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を金百十五億四千二百二十五万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表及び損益計算書の開示状況は次のとおりです。

http://www.ko-koku.jp/

令和八年四月二十三日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二〇番二号七〇四号室嶋本公認会計士事務所気付

ＰＳ３特定目的会社

取締役　嶋本　泰治

債権申出の公告（第一回）

当規約型確定給付企業年金は、令和八年三月三十一日確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都千代田区九段北四丁目一番七号

株式会社ブラスト確定給付企業年金

清算人　鈴木　規郎

債権申出の公告（第一回）

当社の規約型確定給付企業年金は、令和八年三月五日厚生労働大臣の承認により終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

東京都新宿区西新宿四丁目一五番三号

住友不動産建物サービス株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　後藤　正樹

債権申出の催告（第一回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有するものは本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

兵庫県加古川市野口町古大内五一〇

東レＫＰフィルム株式会社

規約型確定給付企業年金清算人　吉田　敏朗

債権申出の催告（第二回）

当社規約型企業年金は、令和八年四月一日に確定給付企業年金法第八十三条第一項第一号に該当したことにより終了したので、当社規約型企業年金に債権を有する者は本公告第一回掲載（令和八年四月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年四月二十三日

埼玉県鴻巣市宮前五四七番地の一

理研コランダム株式会社規約型確定給付企業年金

清算人　天貝　達也

訂正公告

令和八年四月十四日（号外第八十七号）掲載の解散公告中、清算人「滝澤　康之」とあるは「舟山　真之」の誤りにつき訂正いたします。

令和八年四月二十三日

東京都港区港南二丁目一五番三号

株式会社Ｒ―ファンド６号

代表清算人　舟山　真之

取消公告

令和八年三月十二日（号外第五十一号）掲載の新設分割公告及び決算公告（枠組）中、新設分割公告のみを取消します。

令和八年四月二十三日

東京都江東区潮見一丁目二三番一〇号

株式会社ロジスティック東拓

代表取締役　齊藤　一浩

正　誤

ページ	段	行	誤	正
令和八年三月三十一日目次欄中（印刷誤り）				
一三	二	〇	要綱を定めた	要綱を定める
令和八年三月三十一日（号外第七十五号）厚生労働省告示第百四十六号（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第八十三条第二項の規定による医療に要する費用の額の算定方法の一部を改正する件）（印刷誤り）				
六三六		九	改正後欄 終りから一三～一二 〃 改正前欄	行頭をそれぞれ一字上げる。 〃
令和八年四月十三日官庁報告欄法務省告示配第七十号（日本国に帰化を許可する件）（原稿誤り）				
一一ページ二段一〇行目を削除する。				
一二	四		五反野駅前交番	綾瀬警察署
令和八年三月三十一日掲載の京都家庭裁判所に係る令和八年（家）第二一号相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告中（原稿誤り）				
八三		終りから五	井小路上ル	井小路上ル